



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 東京製綱株式会社
代表者名 取締役社長 中村 裕 明
(コード番号 5981 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規
(TEL. 03-6366-7777)

A 種種類株式の取得及び消却
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)、
並びに当社普通株式の募集 (自己株式の処分) に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会 (以下「本取締役会」といいます。) において、会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく A 種種類株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく A 種種類株式の消却、並びに当社普通株式の募集 (自己株式の処分) に係る発行登録を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、上記 A 種種類株式の取得に関連して、A 種種類株式の株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合 (以下「本種類株主」といいます。) との間で、本日付で種類株式の買取契約書 (以下「本契約書」といいます。) を締結いたしましたので、お知らせいたします (その詳細は後記「I. A 種種類株式の取得及び消却について」をご参照ください)。

なお、当社は、本取締役会において、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 カ年計画の新中期経営計画「TCT-Focus 2020」を策定し、成長戦略の実行とともに、財務基盤の強化を図ってまいります。詳細については、当社の本日付プレスリリース「新中期経営計画「TCT-Focus 2020」について」をご参照ください。

【本件の目的】

当社グループは、欧州金融危機を引き金とする太陽光関連事業における世界的な需要減及び販売価格下落により、スチールコード事業の収益が急速に悪化したため、平成 23 年度と平成 24 年度に、構造改革費用として減損損失等の特別損失を計上し、連結純資産が大幅に減少いたしました。そのため、当社の平成 26 年 5 月 12 日付プレスリリース「第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」(以下「種類株式発行プレスリリース」といいます) に記載のとおり、更なる抜本改革実施によるスチールコード事業の早期健全化や、鋼索鋼線事業や開発事業の競争基盤を磐石なものとする為に、早期に財務基盤を安定させることを目的として、平成 26 年 7 月 8 日に本種類株主を割当先とする A 種種類株式を発行いたしました。

その後、国内の公共事業の増加、復興・防災需要の拡大や海外の成長分野需要の拡大といった事業環境の改善やスチールコード事業における工場閉鎖及び製販一体化 (完全分社化) による更なる構造改革・差別化商品拡販による収益改善、コスト削減の推進等により、当社の業績は大きく回復し、連結当期純利益は、平成 25 年度に 47 億円、平成 26 年度に 38 億円を計上しており、平成 27 年度においても 30 億円を予想していることから、減少した連結純資産について相応の回復及び充実が図られる見込みであります。

ご注意：この文書は、A 種種類株式の取得及び消却 (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)、並びに当社普通株式の募集 (自己株式の処分) に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

上記のとおり、平成 25 年度以降の業績改善を受け、本年 1 月頃から A 種種類株式の取扱いについて検討を開始し、3 月頃から本種類株主と打合せを重ねてまいりましたところ、A 種種類株式による資金調達及び早期の財務基盤安定化については、相応の成果をあげたとの結論に至る一方、当社の更なる持続的成長及び今後の安定的な株主還元の為には、配当負担が重い A 種種類株式を取得・消却し、新たな成長戦略の策定及びその着実な実行を支える強い財務基盤の構築と成長資金の調達が必要であると判断いたしました。

以上のことを踏まえ、相応の成果をあげた A 種種類株式は業績改善により積み上がった手元資金により全額を償還することとし、新中期経営計画「TCT-Focus 2020」に沿った成長投資等については、当社が保有する自己株式を活用すべく、本日付で当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録を行うことを決議いたしました。

なお、当初想定よりも早期に A 種種類株式を処理することとなったため、一部資金が未充当となっておりますが、本日付にてその用途を変更し、A 種種類株式の取得資金の一部に充当することといたしました。また、A 種種類株式発行による手取金が充当されない資金用途については、今後手元資金にて対応してまいります。詳細については、本日付プレスリリース「第三者割当による A 種種類株式発行に関する資金用途変更のお知らせ」をご参照ください。

I. A 種種類株式の取得及び消却について

1. A 種種類株式の取得を行う理由

上記「本件の目的」に記載の通りです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	A 種種類株式
(2) 取得する株式の総数	2,500 株
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 1 株あたり取得価額	1,232,172 円 10 銭
(5) 株式の取得価額の総額	3,080,430,250 円
(6) 取得日	平成 27 年 7 月 9 日
(7) 取得先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資 事業有限責任組合

なお、A 種種類株式の取得について条件は付されておらず、下記 II. の発行登録による当社普通株式の募集（自己株式の処分）が実施されない場合も A 種種類株式の取得は行われる予定です。

3. 取得方法について

A 種種類株式は、平成 29 年 6 月 30 日までは年 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降は年 5.5%の配当率としており、A 種種類株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。また A 種種類株式には、償還時における当社の資金負担の軽減や A 種種類株式が普通株式へ転換された場合における希薄化を抑制することを目的として、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されております。

A 種種類株式の取得方法については、当社が取得条項を行使することも検討致しましたが、その場合償

ご注意：この文書は、A 種種類株式の取得及び消却（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）、並びに当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

還日の 60 日前までに書面による通知が必要になること、また当社が取得条項を行使した場合、本種類株主は、取得請求日の 45 日前までに書面による通知により当該取得条項に優先して、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使が可能となり、経済合理性の観点から、当該取得請求権による A 種種類株式の取得を行うこととなりますが、上記取引は事前通知を必要とする期間が長く、また当社及び本種類株主共に書面による事前通知が必要となり、機動性に欠けるとのお互いの判断から、A 種種類株式に付された取得請求権または取得条項を行使するのではなく、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の定めに基づき、A 種種類株式の全部について、手元現預金にて自己株式の取得を行うことと致しました。上記取得方法による場合、本種類株主が取得請求権を行使する場合と異なり、普通株式の希薄化が生じることなく A 種種類株式を取得することが可能となります。

なお、当社は、本日付で、当社が発行する A 種種類株式の最終的な処理を目的として、本種類株主との間で本契約書を締結し、当社が A 種種類株式 2,500 株を平成 27 年 7 月 9 日に取得することに合意しております。また、A 種種類株式の取得が実施されるまでの間、当社は A 種種類株式に係る取得条項を一切行使せず、また、本種類株主は A 種種類株式に係る取得請求権を一切行使しないものとしております。加えて、A 種種類株式を発行する際に当社が本種類株主との間で締結した投資契約に基づく一定の遵守事項について、本契約書の締結日から A 種種類株式の取得が実行されるまでの間、効力を停止すること、及び A 種種類株式の取得が実行された場合は、当該投資契約が将来に向かって終了すること、本種類株主が指名した社外取締役については平成 27 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時をもって退任することを確認しております（当該投資契約の内容については、種類株式発行プレスリリースをご参照ください。なお、種類株式発行プレスリリース I.6.(2)①に記載の当該投資契約に基づく当社の遵守事項は、同(6)を除き、全て上記の効力停止の対象となっております。）。

4. 取得価額について

A 種種類株式には、平成 27 年 6 月 30 日以降に当社取締役会決議により発動させることができる金銭を対価とする取得条項が付されていますが、当社が取得条項を発動した場合、本種類株主は、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができるようになります。そこで、A 種種類株式の取得価額については、本種類株主との協議により、(i) A 種種類株式に付されている金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が平成 27 年 7 月 9 日に行使された場合に本種類株主に交付される金銭である A 種種類株式の払込金額相当額（25 億円）並びに A 種種類株式に係る A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の総額 30,430,250 円と、(ii) 交付される B 種種類株式 550 株を 1 株あたり 1,000,000 円（B 種種類株式の残余財産分配額と同額）で評価した総額 5.5 億円を合計した総額 3,080,430,250 円（1 株あたり取得価額 1,232,172 円 10 銭）とし、その全てを金銭にて支払うことといたしました。

当社は取得価額を決定するにあたり、当社及び本種類株主から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に A 種種類株式の価値算定を依頼いたしました。

赤坂国際会計は、A 種種類株式の価値について、一定の前提（金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、B 種種類株式、種類株式配当及び普通株式予定配当額、当社株式の株価及びボラティリティ、無リスク利率、クレジットスプレッド、借株コスト等）の下、一般的な価格算定モデルである二項モデルを基礎として 1 株あたり 1,227,700 円～ 1,267,900 円と算定しております。

また、5 月 21 日時点において B 種種類株式が 550 株発行され、B 種種類株式の普通株式を対価とする

ご注意：この文書は、A 種種類株式の取得及び消却（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）、並びに当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

取得請求権が行使されたと仮定すると、交付される普通株式は3,439,649株となり、5月21日の株価終値227円で換算した当該普通株式（B種種類株式）の価値は780,800,323円となることから、上記のB種種類株式の取得価額5.5億円は割安であると判断しております。

なお、当社は、本契約書の締結及びA種種類株式の取得を決定するにあたり、公正性を確保するため、第三者機関である森・濱田松本法律事務所から助言を受けております。

5. 消却の内容

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | A種種類株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2,500株（上記2.により取得するA種種類株式の全部） |
| (3) 消却予定日 | 平成27年7月9日 |
| (4) 消却については上記2.によりA種種類株式を当社が取得することを条件とします。 | |

II. 当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録について

当社は、以下のとおり、本日付で、当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録書を提出しております。

なお、当該募集の具体的な実施時期、処分条件及び処分価額の総額等は未定ですが、具体的内容が決定しましたら速やかに開示いたします。

(1) 募集有価証券の種類	当社普通株式（自己株式）
(2) 処分予定期間	発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで （平成27年5月30日から平成28年5月29日）
(3) 処分予定額	40億円を上限とします
(4) 募集方法	一般募集
(5) 調達資金の用途	設備投資資金、投融資資金及び借入金の返済資金に充当する 予定です
(6) 引受証券会社	未定

以上

ご注意：この文書は、A種種類株式の取得及び消却（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第178条の規定に基づく自己株式の消却）、並びに当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。